

幼稚園の保育内容における自由遊びの変遷

西本 脩

第二期(基礎確立期)の幼稚園における自由遊び

A・L・ハウとその影響

明治二十年(一八八七年)にアメリカから来朝し、同二十二年十月に、神戸に頌栄保母伝習所と頌栄幼稚園を開設したハウ(L. Howe)は、その後約四十年間、わが国の幼稚園教育と保母養成のために力を尽した。彼女は徹底的なフレイベル主義をとった

が、決して恩物に固執したわけではなかった。すでに、明治十三年(一八八〇年)ごろからアメリカにおいては、それまでのフレイベル主義の幼稚園が進歩主義(Progressives)の人びとによって批判されるようになっていた。批判の対象となったのは、フレイベルの恩物のもつ象徴主義と、その形式主義・技術主義的な使用方法についてであった。ハウも、フレイベルの教育精神を忘れて、ただ形式的に恩物を固執していた当時のわが国の幼稚園教育界に対して、幼児の生活や活動をたいせつにし、幼児の自律性の

育成を重視して新風を吹き込むとともに、長くその影響を与えた。

「幼稚園保育及設備規程」における自由遊び

だんだん幼稚園の数がふえるに当たって、幼稚園について教えないし学校教育制度上、はっきりした位置づけがないのは残念だという声が大きくなった。これまでは、東京女子師範学校附属幼稚園で定めた「保育ノ要旨」や「保育科目」などを事実上の模範として、多くの幼稚園の保育内容や保育方法が定められていたが、国の規則として何も基準は示されていないかった。

ようやく明治三十二年(一八九九年)七月に、文部省令第三十二号をもって「幼稚園保育設備規程」が制定され、初めて国としての規程が法令で明らかにされるようになった。この規程によって、今までの保育内容がいくつかの恩物をそれぞれ独立したものであるとして取り扱ってきたのを改め、それらをまとめて「手技」

とし、遊嬉・唱歌・談話・手技の四項目をもって新しい保育内容とした。その要項は次のとおりである。

一、遊嬉——遊嬉ハ随意遊嬉、共同遊嬉ノ二トシ随意遊嬉ハ幼児ヲシテ各自ニ運動セシメ共同遊嬉ハ歌曲ニ合ヘル諸種ノ運動ヲナサシメ心情ヲ快活ニシ身体ヲ健全ナラシム

二、唱歌——唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ歌ハシメ聴器、発声器及呼吸器ヲ練習シテ其発育ヲ助ケ心情ヲ快活純美ナラシメ徳性涵養ノ資トス

三、談話——談話ハ有益ニシテ興味アル事実及寓言、通常ノ天然物及人工物等ニ就キテ之ヲナシ徳性ヲ涵養シ觀察注意ノ力ヲ養ヒ兼テ発音ヲ正シク言語ヲ練習セシム

四、手技——手技ハ幼稚園恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ練習シ心意発育ノ資トス

これらの保育項目のうち、随意遊嬉は幼児が自由に遊んだり運動したりするいわゆる「自由遊び」であり、共同遊嬉は歌曲に合わせて共同で行ういわゆる「お遊戯」であった。これまでの恩物が「手技」という項目で一まとめにされ、「手及眼ヲ練習シ、心意発育ノ資トス」るものとなった。指導の主眼すなわち保育の要旨は、「幼児ノ心身ヲシテ健全ナル発育ヲ遂ケ善良ナル習慣ヲ得シメテ家庭ヲ補ハシコトヲ要ス」るものであり、「常ニ幼児ノ

心性及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメル」ことが要求されていた。保育の方法は「幼児ノ心身発育ノ度ニ適応セシムヘク其会得シ難キ事物ヲ授ケ或ハ過度ノ業ヲ為サシメ又ハ之ヲ強要シテ就業セシムヘカラス」として、これまで行われていた幼児の心身の発達ノ程度や関心などを考慮に入れず、定まっている恩物を幼児に押しつけていた傾向を退けるように指示されたことは注目し得る。また、保育の時数は食事時間を含めて一日五時間以内と定められた。

「小学校令施行規則」における自由遊び

前記の「幼稚園保育及び設備規程」は、翌明治三十三年（一九〇〇年）の小学校令改正によって、同年八月二十一日に公布された「小学校令施行規則」（文部省令第十四号）の中に組み入れられた。同施行規則第九十七条ないし第二百一条の保育項目に関する規程は、「幼稚園保育及設備規程」と比べると、「遊嬉」が「遊戯」となったほか、二・三字句の訂正があっただけで、ほとんど変更はなかった。

「女子高等師範学校附属幼稚園保育要項」における自由遊び

明治三十九年（一九〇六年）四月に定められた女子高等師範学

校附属幼稚園保育要項」では、保育内容を遊嬉・唱歌・談話・手技としているが、なかでも遊嬉を重視していたことが、

「遊嬉ヲ利用シテ教育スルハ幼稚園ノ本旨ナルヲ以テ遊嬉ハ保育事項中最モ重要ナル項目ニシテ身体ノ健全ナル発達ヲ助長シ且ツ其心情ヲ快裕ナラシメ共同和楽ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス」

という記述でもわかる。そして一日の保育時間の割合を、およそ三時間が遊嬉で、およそ一時間が唱歌・談話・手技にあてられるとしている。また、遊嬉は随意遊嬉と共同遊嬉の二つに区別されているが、この随意遊嬉は「危険害悪等ヲ誘スル恐アルヲ除ク外ナルヘク幼児ヲシテ任意ニ遊樂セシムルモノニシテ主トシテ自然ノ良性ヲ發達セシム」とあり、のちの「自由遊び」に相当するものである。

なお、随意遊嬉をさせる際の注意事項として、次の三か条があげられている。

「一、遊嬉ノ種類ニ注意シテ幼児ノ身体ヲ損シ品性ヲ害スルカ如キモノヲ避ケシムルコト

二、成ルヘク幼児ヲ指導シテ任意活潑ニ遊樂セシムルコト

三、他人ヲ妨害凌駕シ物件ヲ破壊汚損スル等ノ行為ナカランメ且ツ自己ノ使用セシ物品ハナルヘク自ラ処理スル習慣ヲ得シムルコト」

このような保育要項の記述からみて、随意遊嬉すなわち自由遊びの意義を積極的に認め、これを保育内容のなかで重大に考えるようになったものと思われる。

新教育思想の影響と自由遊び

明治末期、特に四十年前後からは、欧米に起こった児童中心主義・生活主義などの新しい教育理念が導入されるようになり、いわゆる自由保育、統合主義保育などのいろいろな試みがなされるようになった。

児童中心主義は、児童の自発的な活動に重きをおくので、これまでのフレーベル方式の幼児教育法は作爲的であり、外から押しつけるきらいがあつて、幼児の自然な活動には適切でないとして、幼児の自然な活動を主体とした遊びを保育の中心とすることを主張している。

いわゆる統合主義保育とは、個々の保育項目を小学校の各教科の授業のように画一的に時間を限って行わず、これらをまとめて指導することで、デューイ (J. Dewey) の流れを汲み、統合カリキュラムの中心主題は幼児の生活から出てくるものである。たとえば、家という主題のもとに、談話・唱歌・手技などが総合的に展開していくのである。この指導法はその後キルパトリック (W.

H. Kilpatrick) によつて發展せられ、大正時代になつてプロジェクト法 (Project method) としてわが国の保育にも取り入れられた。

明治四十年 (一九〇七年)、ローマの「子どもの家」(casa dei bambini) でモンテッソーリ (M. Montessori) が実施した教育法がわが国の幼稚園界に紹介されたのは、明治四十五年倉橋惣三氏によつてであつた。そして、その感覺訓練が幼児の指導法のなかに取り入れられるようになった。

「小学校令施行規則」の改正と自由遊び

明治四十四年 (一九一一年) 七月三十一日には、「小学校令施行規則」が改正され (文部省令二十四号)、第九十八条ないし第二百一条の保育項目の規定条項が削除されるとともに、保育時間の制限も廃止された。その理由については、同日の文部省訓令第十三号「小学校令施行規則中改正ノ要旨」に次のように述べられている。

「幼稚園ニ於ケル保育事項等ヲ小学校ニ於ケル教則其ノ他ノ如ク画ニ規定スルハ却テ保育ノ進止發達ヲ促ス所以ニアラサルノミナス往々ニシテ保育ノ本旨ヲ誤ルノ虞ナキヲ保セス又從來ノ如ク保育時數ヲ制限スルハ實際上不便ナルヲ以テ適宜之ヲ

伸縮スルヲ得シムルノ要アリ……」

これによつて大正時代の保育内容はいつそう柔軟に考えられるようになり、幼児の自由な活動を尊重するようになった。そして「遊戯」ことに「自由遊び」や「ごっこ遊び」に重きをおく傾向が強まってきた。

大正時代における保育内容と指導法を概括していえば、このころに小学校教育の分野で勢力を得てきた自由教育運動の影響を受けながら、自由保育・生活保育などの新しい教育法をさらに發展させる努力がなされた一方で、これらに無批判に取り入れることに對する反對から、あらためてフレールの恩物を直そうとする気配も生まれて、いわば新旧さまざまな考え方に基づく保育内容や指導法が色とりどりに行われていたといえよう。

第三期 (發展變動期) の幼稚園における自由遊び

「幼稚園令施行規則」における自由遊び

「従来幼稚園ニ関スル事項ハ小学校令施行規則中ニ規定セラレタリ然レトモ時勢ノ進運ニ伴ヒ幼稚園ノ事業ハ漸ク順当ニ發達シ来リタルヲ以テ其ノ制度ニ就キ考慮ヲ要スルノミナス当今我が國ニ於ケル社会ノ情勢ニ鑑ミテ一層其ノ施設ヲ改善スルノ必要アルヲ認ムコレ幼稚園令ノ公布ヲ見ルニ至リタル所以ナリ」と幼

幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨（文部省訓令第九号）に述べられているように、幼稚園は明治三十三年以来、法的には「小学校令」と「小学校令施行規則」の中に簡単に規定されてきたのであるが、大正時代にはいってからは幼稚園の数が急激に増加し、保育内容の面でも、かつて重視された恩物による形式的な保育から、しだいに幼児中心の保育へと近代化されてきたため、幼稚園の制度的な面について、改善・充実を求める声が強くなってきた。そして大正十一年（一九二二年）三月には、幼稚園関係者が帝国議会議院に対して、幼稚園に関する独立法令の制定を要望し陳情を行った。このような長年の幼稚園教育界の要望がいれられて、遂に大正十五年四月二十一日（フレイベル生誕の記念日）に勅令第七十四号として「幼稚園令」が發布されるに至ったことは、わが国の教育史上画期的なできごとであった。

「幼稚園令」が公布された大正十五年（昭和元年、一九二六年）四月からは、保育内容について「幼稚園令施行規則」の第二条で「幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、観察、談話、手技等トス」と規定され、明治三十三年に規定されていた「遊戯、唱歌、談話、手技」の四項目に、新たに「観察」と「等」という字句が加えられて、これらの五項目は単に例として示されたに過ぎない規定となり、これら以外の保育内容も、適当に行ってもよいことがほのめ

かされたのである。その理由については、前記の「幼稚園令施行規則制定ノ要旨」の中で、「……唯保育項目ハ遊戯、唱歌、談話、手技ノ外観察ヲ加ヘテ自然及人事ニ属スル観察ヲナサシムルコトトシ尚従来ノ如ク其ノ項目ヲ限定セス当事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ経験ニ応シテ適宜工夫セシムルノ余地ヲ存シタリ」と述べているが、これは、明治三十四年の「小学校令施行規則」改正の際に保育項目を削除した趣旨と同じであった。これによって、幼稚園における保育方法の一応の標準が示され、しかもある程度余裕のある保育法が幼稚園保母独自の判断で行えるようになったのである。

新保育運動における自由遊び

明治後期から大正時代にかけて広まり、昭和初期になって一応の実を結んだ、倉橋惣三氏らのいわゆる「誘導保育」の新保育運動は、これまでの形式的な恩物主義に対する批判として、幼児の生活・自発性・興味の尊重を唱えたもので、いろいろな面に影響を及ぼした。特に、保育方法について幼児教育界に与えた影響は大きかった。

それは、幼児のありのままの生活を尊重し、自発的な活動を重んじる。幼児の生活を充実させるために、自発的な活動がじゅう

ぶんで自由な時間と、思う存分活動できるように環境設備とを与えることが必要である。これらを前提にして、保母が上から幼児を引っぱっていく指導法ではなくて、幼児が自己充実できないでいるところを指導する充実指導である。充実指導はその場に応じた指導であるが、さらに幼児の断片的な活動に中心を与えて系統づけるところに誘導が生まれる。また、幼児の生活が充実するためには、一日の生活が充実することが必要であり、一日の生活の流れが最も重きをおかれる。そこでは、幼児の自然の姿が実現されなければならない。自由遊びから仕事へ、仕事から自由遊びへと、そのくぎりはないのである。また、幼児の活動は、あるときは個人で、あるときは小さなグループで、あるときはクラス全体でというように、その時々に応じて人数も変化するものである。新保育運動の主張するところは、幼児にその発達段階にふさわしい生活を与えることであり、その一つとして、幼児を机上の小手先の仕事から解放して、全身的な運動が自由にできるように戸外運動を重視するのである。

戦時中の幼稚園における自由遊び

昭和十年（一九三五年）前後からわが国は急速に軍国主義化し、国家意識・民族意識が強調されるようになった。また、満州

事変（昭和六年）、日華事変（昭和十二年）、日独伊三国同盟（昭和十五年）、太平洋戦争（昭和十六年）と戦時態勢にはいつて、戦争遂行のためのいろいろな施策が実施された。昭和十六年（一九四一年）四月には、国民学校の制度が生まれ、教育界でも戦時国家の要請が強く映し出されるようになった。このため、幼稚園の保育内容や保育方法もその影響を受けざるをえなかった。

国民の生活は戦争一色にぬりつぶされ、言論・思想・集会など、あらゆる自由を奪われ、日常生活の必需品まできびしく統制されて、不自由な思いを続けなければならなかった。総力戦体制の要請から、幼稚園においても、協力一致、健全なるからだを養う体育、しつけ、物資の不足に伴う節約、「欲しがりません、勝つまでは」といった自制などが、平時よりも強調されて保育が行われた。しかし、指導法の本質は幼児の特性に基づくものであるから、幼児の生活を離れた保育方法は考えられず、自由な遊びを楽しむませるといふ面では、戦時中であっても戦時ではなくてもあまり変わらなかつた。このようなことから、幼稚園界においては、戦時下でも、小学校（国民学校）以上の学校教育ほどには戦争の影響を受けず、わりあい自由な空気が残っていたといえよう。

（つづ）